

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル
燃料備蓄センターにおける使用済燃料の
貯蔵の事業の変更許可申請（標準応答ス
ペクトルを考慮した変更等）の概要につ
いて

令和 5 年 1 月
原子力規制委員会

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 リサイクル燃料貯蔵株式会社

住 所 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1

代表者の氏名 代表取締役社長 高橋泰成

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 リサイクル燃料備蓄センター

所 在 地 青森県むつ市

(3) 変更の内容

平成 22 年 5 月 13 日付け平成 19・03・22 原第 11 号をもって事業許可を受け、令和 2 年 11 月 11 日付け原規規発第 2011113 号をもって使用済燃料の事業の変更許可を受けたりサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を変更する。

四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

(4) 変更の理由

使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、リサイクル燃料備蓄センターにおける基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。